

第20回 北海道・アルバータ州

姉妹都市連絡会議開催

ストニイプレイン町からも議会議員2人が出席

町内外から26人の方が出席

11月9日に「北海道・アルバータ州姉妹都市連絡会議」がしかりべつ湖ホテル福原で開催されました。

この会議は、北海道とカナダ・アルバータ州の間で姉妹提携を結んでいる自治体等がそれぞれの現状や課題を話し合う会議で、今年で20回目の開催になります。

会議にはアルバータ州の自治体と姉妹提携を結ぶ道内7つの自治体から10人が参加。アルバータ州ストニイプレ



吉田弘志町長のあいさつ



CLAIR 木村陽子理事長による講演

イン町議会からロバート・トゥウドクリブ議員、ドウワイト・ギャンスキー議員が参加されるなど、町内外から26人の方が集まりました。

国際交流促進に向け話し合い

吉田弘志町長は、会議に出席された方々に感謝の意を表し、「今後の国際交流促進に向けて、皆さまの活発な発言により会議を有意義なものにしていただきたい」とあいさつを述べました。会議では、財団法人自治体国際化協

会（CLAIR）の木村陽子理事長による「自治体（市町村）の国際交流の意義と今後への期待」と題した講演が行われました。

講演においては、各国の国際交流の現状や、姉妹都市交流を行っている国内の自治体の実例など、今後の国際交流推進に向けた話がされました。

また、各自治体の姉妹都市交流状況の報告や、会議開催要綱の一部改正、次回役員などについて話し合いを行い、今後の交流促進に向けて情報交換を行いました。

ストニイプレイン町議会議員来町

会議に出席するためストニイプレイン町から11月8日に来町されたトゥウドクリブ議員とギャンスキー議員は、滞在期間中に町議会会議場やほほえみプラザ、もみじの里、ひまわりセンター、環境保全センターなど町内の各施設を視察訪問しました。

また、鹿追高校で授業を見学したり、笹川小学校で学習発表会の練習の様子を見学するなど、鹿追町の児童・生徒たちとの交流を深めました。

両議員の帰国日である11月12日には町民ホールで「さよなら昼食会」を開催。町内からおよそ30人の方が参加しました。



町内視察・笹川小学校 ひまわりセンター



埴淵賢治鹿追町議長は「これからもストニイプレイン町と鹿追町の友好の輪が永く続くことを願います。また、両議員においては更なる親交、交流にご尽力をいただければと思います」と期待の言葉を述べました。参加された皆さんは両議員との別れを惜しみながらも、再会を誓い楽しく歓談しました。



さよなら昼食会（右から2人目ギャンスキー議員、同3人目トゥウドクリブ議員）

『定住促進住宅建設奨励制度』 および 『賃貸住宅建設促進制度』のお知らせ

鹿追町では現在、町の活性化を目指し、住みたくなるような魅力ある地域づくりと定住を促進することを目的に、平成24年3月31日を期限として、「個人住宅」と「賃貸住宅」を建設する方、および介護保険法もしくは障害者自立支援法に規定される「住宅改修」を行う方に対し、町内で使用できる商品券を交付する助成制度を実施しています。



定住促進住宅建設奨励制度

■対象者

鹿追町に住所を有する方または、町外からの定住希望者で町内に居住するための住宅を新たに新築する方、および介護保険法もしくは障害者自立支援法に規定する住宅改修を行う方。

■助成内容

○住宅の建設に係る主たる施工者が町内業者等の場合
建設面積1㎡当たり1万円を商品券で助成し、100万円を限度とします。ただし、

産業後継者または産業実習生用住宅の場合は、1住宅につき100万円とします。

○住宅の建設に係る主たる施工者が町外業者等の場合
建設面積1㎡当たり1万円を商品券で助成し、50万円を限度とします。ただし、産

業後継者または産業実習生用住宅の場合は、1住宅につき50万円とします。

○住宅改修の場合

住宅改修に要した費用の額の9割に相当する額から介護保険法および障害者自立支援法により支給された住宅改修費の支給相当額を差引いた額

とし、32万円を限度に商品券で助成します。

■助成対象

○新築の場合

延床面積50㎡以上、建築費用500万円以上の新築住宅。
※改築（建て替え）は対象になりません。

※産業後継者・産業実習生用に建設する場合は、延床面積30㎡以上、建築費用300万円以上の新築が対象。

○増築の場合

増築延床面積10㎡以上、増築費用100万円以上で既存住宅の延床面積を増加させる場合。

※増築の対象は、高齢者（65歳以上）、障害者（1〜3級）、産業後継者、産業実習生の居住の用に供する場合のみです。

○住宅改修の場合

介護保険法または障害者自立支援法に規定される住宅改修で、改修費用が同法に基づき支給される住宅改修費の支給限度額（18万円）を超える場合。

■有効期限

平成24年3月31日まで

賃貸住宅建設促進制度

■対象者

鹿追町内に賃貸住宅（一団の土地に建設される4戸以上の住宅で賃借人が賃貸人との契約に基づいて入居する住宅）を建設する方。

■助成内容

建設面積1㎡当たり1万円を商品券で助成し、300万円を限度とします。

■助成対象

賃貸住宅の各戸が一つの世帯として独立して家庭生活を

営むことができ、各戸の延床面積が30㎡以上の組立式仮設住宅以外の賃貸住宅で新築に限る。

■有効期限

平成24年3月31日まで

指定・交付などの申請

助成を受けるためには、所定の申請書を事前に提出する必要がありますので、左記窓口にご相談ください。

申請は、審査を経て指定・交付の可否決定を行います。

担当・問い合わせ先

企画財政課企画開発係

☎ 0156(66)4032

FAX 0156(66)1020

Eメール kikaku@town.

shikaol.jp

